

徳島県告示第六百二十九号の四

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計百羽以上又はだちょうを十羽以上飼養する農場における鶏等の所有者

三 報告すべき事項

1 毎週月曜日及び鶏等の入雞又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月曜日から翌週の日曜日までの七日間の鶏等の死亡羽数

2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出先

鶏等を飼養する農場の所在地を管轄する徳島県家畜保健衛生所

五 報告書の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵便又は持参により、別記様式により報告すること（電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び郵便又は持参による場合の提出場所は、別紙のとおりとし、電話による報告は不可とする。）。

六 報告書の提出期限

報告に係る期間の直後の水曜日の正午まで（郵便による場合は、同日正午までに必着とする。）

七 その他必要な事項

1 第一回目の報告は、令和四年十月三十一日（月曜日）から同年十一月六日（日曜日）までの間に係る三に掲げる事項について、同月九日（水曜日）の正午までに行うこと。

2 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

別記様式

〇〇家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

〇〇農場【〇年〇月〇日～〇年〇月〇日分報告】

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
鳥インフル エンザの可 能性を否定 できないよ うな状況の 有無	あり なし (いずれかに〇)	(「あり」の場合は、その態様)

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、月曜日から日曜日までの死亡羽数を取りまとめ、必ず直後の水曜日正午までに農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月曜日時点での羽数を記載すること。なお、週の途中で入雛^{すう}があった時は、入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 _____
報告者連絡先 電話 _____
ファクシミリ _____
電子メール _____
農場所在地 _____

なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に御連絡ください。

別紙

報告の提出先

各家畜保健衛生所電子メールアドレス，ファクシミリ番号及び提出場所

家畜保健衛生所名	電子メールアドレス	ファクシミリ	提出場所
徳島家畜保健衛生所	tokushimakachikuhozen@pref.tokushima.jp	088-631-8938	〒770-0045 徳島市南庄町 5 丁目 94
徳島家畜保健衛生所 阿南支所	tokushimakachikuhozen@pref.tokushima.jp	0884-22-2225	〒774-0013 阿南市日開野町谷田483-3
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎	seibukachikuhozen@pref.tokushima.jp	0883-24-1397	〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎	seibukachikuhozen@pref.tokushima.jp	0883-82-4843	〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1